

## 【別掲】

特殊疾患入院施設加算の施設基準は下記のとおりです

- (1) 重度の肢体不自由者【脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く】、  
脊髄損傷等の重度障害者【脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く】  
重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者を概ね7割以上入院  
させている精神病棟であること。
- (2) 当該病棟において、1日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う患者  
補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者数が10又はその端数を増すごと  
に1以上であること。ただし、当該病棟において1日に看護を行う看護職員  
及び看護補助を行う看護補助者数が本文に規定する数に相当する数以上で  
ある場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数は、  
看護職員1を含む2以上であることとする。